

女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定書

登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社（以下「乙」という。）の間において、乙の設置する女川原子力発電所（以下「発電所」という。）に関し、甲の区域の住民の安全確保を図るため、宮城県立会いのもと、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定における「立地自治体との安全協定書」とは、平成17年4月1日付けで宮城県、女川町及び石巻市と乙が締結した「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」（改定が行われたときは、当該改定後のもの）を指す。

（関係法令等の遵守）

第1条 乙は、発電所の保守運営に当たっては、関係法令等及び本協定を遵守して、地域住民の安全確保に努めるものとする。

（情報公開）

第2条 乙は、発電所の保守運営の状況について、積極的に情報公開を行い、地域住民との間で情報の共有に努めるものとする。

（異常時の通報連絡）

第3条 乙は、発電所及び核燃料の輸送等に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対し、直ちにその状況を通報連絡するものとする。

- (1) 「原子力災害対策指針」で示された警戒事態に該当する事象等が発生したとき。
- (2) 「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第10条第1項に規定する事象が発生したとき。
- (3) 「原災法」第15条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 原子炉施設の故障等により原子炉の運転が停止したとき又は停止することが必要になったとき。
- (5) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が計画外に作動したとき。
- (6) 放射性物質又は放射性物質によって汚染されたものが管理区域外に漏れたとき。
- (7) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。
- (8) 放射性物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

- (9) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (10) 放射線業務従事者の線量が法令に定める線量限度を超えたとき。
- (11) 前号に定める基準以下の被ばくであっても被ばく者に対し特別の措置を行ったとき。
- (12) 管理区域内で人に傷害が発生したとき。
- (13) 発電所敷地外において放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故が発生したとき。
- (14) 他の同型原子炉に事故又は故障が発生し、発電所の運転を一時停止しなければならぬおそれがあるとき。
- (15) 前各号に掲げる事象等のほか、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年法律第 166 号）及び「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づき報告することとされている事象が発生したとき。
- (16) 放射性物質の漏洩を伴う事象等、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」に基づき報告することとされている事象に該当するおそれがある事象が発生したとき。

（平常時における連絡）

第 4 条 乙は、発電所に係る次の各号に掲げる事項について、甲に対し、その内容を定期的に連絡するものとする。

- (1) 運転状況
- (2) 放射線業務従事者の放射線被ばく管理状況
- (3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況
- (4) 運転計画

2 乙は、発電所に係る前項各号に掲げるもの以外の安全対策上必要な事項について、甲に対し、その内容を随時連絡するものとする。

（連絡の方法等）

第 5 条 乙は、甲に対する第 3 条の規定による異常時の通報連絡については、電話及びファクシミリ等で行うものとする。

2 甲及び乙は、連絡を円滑に処理できるよう、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(立入調査)

第6条 甲は、宮城県が「立地自治体との安全協定書」第10条の規定による立入調査を実施するときは、事前に宮城県の了解を得た上で、甲の職員を同行させることができる。

2 甲は、前項の規定による立入調査の同行において確認した事項に関し、宮城県を通じて、乙に対し意見を述べることができる。

3 第1項の規定による立入調査の同行にあたって、甲は、その都度、同行する者の所属、職名、氏名、性別、住所等を乙に通知するものとする。

4 第1項の規定により甲の職員が立入調査に同行するときは、身分を示す証明書を携帯し、提示しなければならない。

5 第1項の規定により立入調査に同行する者は、関係法令等に従うものとする。

(適切な措置の報告)

第7条 乙は、「立地自治体との安全協定書」第11条の規定による適切な措置の要求を受けた場合は、その内容について、甲に報告するものとする。

(計画等に関する報告)

第8条 乙は、「立地自治体との安全協定書」第12条の規定に基づき、宮城県、女川町及び石巻市へ事前協議したときは、すみやかにその内容を甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の事前協議に対する回答を受け取ったときは、すみやかにその内容を甲に報告するものとする。

(損害の賠償)

第9条 乙は、発電所の運転等により地域住民に風評被害を含む損害を与えたときは、「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年法律第147号)に基づき、誠意をもって賠償するものとする。

(防災対策)

第10条 乙は、乙の防災体制の充実強化を図るとともに、甲の防災対策に対して積極的に協力するものとする。

(広報)

第11条 乙は、発電所に関し、公衆に特別の広報を行う場合又は報道機関に発表する場合は、甲に対し事前に連絡するものとする。

(協定の改訂)

第12条 本協定に定める各事項につき、改訂すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからその改訂を申し出ることができるものとする。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議に応ずるものとする。

(その他)

第13条 本協定に定めない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決めるものとする。

2 甲は、それぞれの自治体が一体となって本協定の運用に当たるものとする。

3 本協定で使用する用語の解釈は、特に断りがない限り、「立地自治体との安全協定書」第21条の規定に基づく運用要綱によるものとする。

本協定締結の証として、本書7通を作成し、甲、乙及び立会人記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成27年4月20日

甲 登米市長 布施 孝尚

東松島市長 阿部 秀保

涌谷町長 安部 周治

美里町長 相澤 清一

南三陸町長 佐藤 仁

乙 東北電力株式会社

取締役社長 海輪 誠

立会人 宮城県知事 村井 嘉浩